

南アルプス国立公園

南アルプス生態系維持回復事業計画

平成 23 年 9 月 30 日

農林水産省
環 境 省

1. 生態系維持回復事業計画の名称
南アルプス国立公園 南アルプス生態系維持回復事業計画
2. 生態系維持回復事業計画の策定者
農林水産省、環境省
3. 生態系維持回復事業計画の計画期間
平成 23 年 9 月 30 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする

4. 生態系維持回復事業の目標

南アルプス国立公園は北岳、赤石岳を代表とする 3,000 メートル級の山々が連なり、豊かな自然と美しい自然景観を有する日本を代表する山岳地域である。その主要部分を占める高山帯及び亜高山帯には、厳しい自然環境に適応した動植物が生息及び生育しており、それらには氷河期の遺存種、固有種、希少種、分布の南限種等（以下、「固有種等」という。）も多く、生物多様性保全の観点からも重要な地域である。

しかし、1990 年代末から、ニホンジカの生息域の拡大、個体数の増加により高山帯の高山多年生草本群落、「お花畑」と呼ばれる亜高山帯の高茎草本群落等の植生においてニホンジカの採食圧による影響が報告されるようになり、その後の 10 年間で急速にその影響が拡大し、高山帯及び亜高山帯の植生に対する採食圧の影響は深刻化している。南アルプス国立公園の高山帯及び亜高山帯は過去にニホンジカによる影響をほとんど受けておらず、ニホンジカの過剰な採食圧等の環境の変化に対して脆弱であり、一度衰退するとその回復に長い年月を要する。また、植生の衰退は、高山帯及び亜高山帯を生息域とする動物の生息環境の劣化をもたらす。現在、ニホンジカによる深刻な影響を防止するために早急な対策が必要な段階にあるとともに、今後、影響がより拡大する可能性を念頭において対策を進めることが重要となっている。

本事業では、ニホンジカの影響が及ぶ以前の植生である 1980 年代の植生を目安として、南アルプス国立公園の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域
南アルプス国立公園全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）

南アルプスの生態系を特徴づける固有種等の植物で構成される植生の状況、攪乱要因であるニホンジカの生息状況を把握するための調査等を実施し、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

①植物の生育状況の把握

ニホンジカの採食圧等による植生への影響を把握するため、固定調査区での植生調

査、登山道踏査による調査等を定期的を実施する。

②ニホンジカの生息状況等の把握

ニホンジカの推定生息数、増減傾向、分布域、移動経路等の行動特性等を把握するため、自動撮影、発信機の装着等による調査を実施する。

③動物の生息状況の把握

生物多様性保全の観点から、ニホンジカの採食圧、分布域の拡大等による生態系への影響を把握するため、動物相の変化、動物の生息状況等の調査を実施する。

④土壌侵食の状況の把握

ニホンジカの採食圧及び踏圧等に伴う土壌侵食の状況の調査及び分析を実施する。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ニホンジカによる高山帯及び亜高山帯の生態系への影響を低減させるため、銃器、くくりわな等によるニホンジカの捕獲を実施する。

また、ニホンジカの採食圧から植生を保護し、回復させるため、上記(1)により把握した植物の生育状況及びニホンジカの生息状況を踏まえ、植生保護柵(防鹿柵)、樹木保護ネット等を設置し、適切に管理する。ニホンジカの採食圧の影響により変化した植生において増加した不嗜好性植物については、必要に応じて原植生回復のため除去作業を実施する。

なお、ニホンジカの捕獲、植生保護柵(防鹿柵)の設置等に際しては、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響を最小限に留めることに努める。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

① 土壌侵食等への対策

ニホンジカの採食圧及び踏圧等により裸地化した箇所について、ネット、土留め等による土壌侵食の抑制を行った上で、自然回復又は生育地内での移植、播種による植生回復等を検討し、実施する。

② ニホンジカの増加につながる環境の改善

道路の法面、伐採跡地、牧草地等は、ニホンジカの餌場となり個体数の増加につながる可能性が高いため、これらの環境の改善について検討するとともに管理者に協力を働き掛ける。

(4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ニホンジカによる採食圧等により絶滅するおそれがある植物種について、必要に応じて、生息域外保全及び野生復帰等の取組を検討し、実施する。

生息域外保全については、その目的、目標、実行可能性等について十分に検討を行い、野生復帰を行う場合には「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等を踏まえ、遺伝的多様性の攪乱等について留意する。

(5) 生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

高山帯及び亜高山帯の生態系の重要性及び脆弱性、固有種等の希少性及び保全の意義、ニホンジカによる生態系への影響の状況、ニホンジカの捕獲及び植生保護柵（防鹿柵）の設置等の対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネット、パンフレット等を活用し、地域住民、公園利用者等に普及啓発を進め、事業への理解と協力を働き掛ける。

(6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

対策の効果を適正に評価するためのモニタリング手法等、より効果的な事業実施に関する調査研究、実証試験等を行う。また、ニホンジカの捕獲を推進するため、捕獲したニホンジカの食肉利用等の推進を検討する。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

順応的な考え方の下に対策を実施していくため、対策の実施状況、モニタリング結果等を総括的に検証し、本事業計画の見直しを行うものとする。見直しは5年を目途に行うこととするが、期間内であっても必要があると認められる場合には見直しを妨げないこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

事業の実施に当たっては、「鳥獣保護事業計画」、「特定鳥獣保護管理計画」、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき関係市町村が策定した「鳥獣被害防止計画」、南アルプス高山植物等保全対策連絡会が策定した「南アルプスニホンジカ対策方針」との整合を図る。

また、国有林野の管理経営計画に関する法律に基づき中部森林管理局長が策定した「地域管理経営計画（伊那谷森林計画区）」等との整合を図る。

本事業対象地域外の移動経路及び越冬地における狩猟並びに個体数調整の促進を図るなど、地方公共団体を始めとした関係者と連携して実施する。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等は「南アルプス高山植物等保全対策連絡会」等を活用して本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携及び協力して必要な事業を実施するものとする。

また、他機関による国立公園外における対策とも連携、調整を図るものとする。